

令和7年度からの栄区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について 【情報提供】

1 情報提供の趣旨

令和7年度から、庁舎駐車場の指定管理者が、現在の日本パーキング株式会社からタイムズ24株式会社連合体に変更となります。

庁舎駐車場利用料金は、指定管理者からの提案のもと、近隣の民間駐車場等と同水準とすることとしており、4月から以下のとおり変更になります。この変更は条例で定める料金の上限である、「30分までごとに300円」の範囲内で行うものです。

指定管理者の変更に伴い、3月から4月にかけて料金徴収機器等の入れ替え工事が発生します。

2 お願いしたいこと

【地区連長】内容についてご承知おきください。

3 利用料金等改定の概要

(1) 開庁時間帯の利用料金の改定

ア 改定内容

現行料金	改定後
8:00~18:00 30分/150円	8:00~22:00 30分/200円
18:00~8:00 60分/100円	22:00~8:00 60分/100円
土・日・祝日当日最大 900円(24時切替)	土・日・祝日当日最大 900円(24時切替)

※その他、夜間最大料金（18:00~8:00 最大400円）は廃止します。

イ 改定理由

昼間料金体系を周辺相場に合わせるとともに、料金体系をより利用者にわかりやすくするため。

(2) 利用料金の減免

区役所に諸手続きや相談、乳幼児健診等で来庁された方等には、従来通り利用料金の減免を行います。

(3) 料金徴収機器等の入れ替え工事期間

令和7年3月~4月（具体的な日程について事業者と調整中）

※開庁時間内は整理員を配置することにより、来庁者へのご案内を丁寧に行います。

(4) 利用者への広報

利用料金の変更や工事日程等について、3月上旬から区庁舎や駐車場内に掲示し、周知します。併せて、区ウェブサイトや広報よこはま各区版3月号で周知を図ります。

市民局地域施設課
担当 細谷、相澤
電話 045-671-2086 /FAX 045-664-5295
メール sh-chiiki@city.yokohama.lg.jp

栄区役所駐車場の利用方法について

①入庫:ナンバーを認証し、駐車券(レシート)を発券

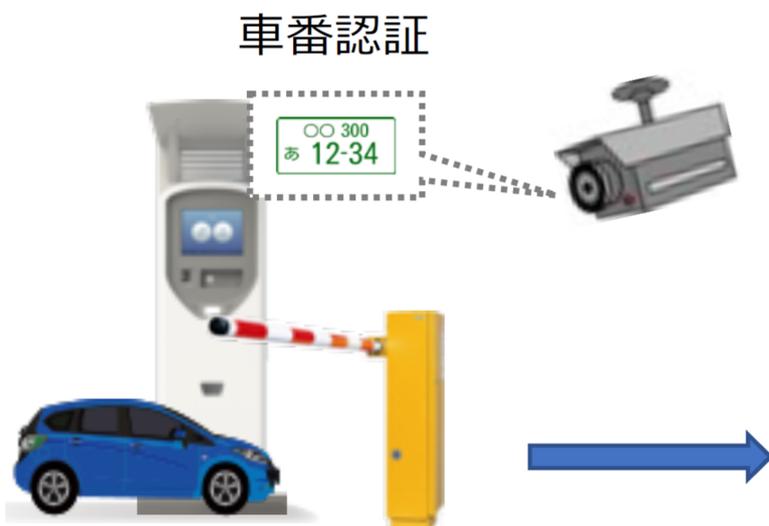


②減免:駐車券を区役所窓口で提出してもらい、職員が減免処理



QRチェッカー

③出庫:減免時間内(60分)であれば、ナンバーを認証し自動でゲートが解放



※区役所利用以外の場合や減免時間を超えた場合は、出庫時に精算が必要